

公立大学法人滋賀県立大学利益相反マネジメントポリシー

平成21年10月6日

教育研究評議会決定

平成27年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

1. 目的

滋賀県立大学は、滋賀県における学術の中心として、大学の基本的な使命である教育と研究のほか、社会貢献の推進を基本理念に掲げ、教育研究の成果を社会に普及、還元する生涯学習の機会の提供や産学官連携活動等、地域社会や産業界などとの交流を積極的に図ってきた。

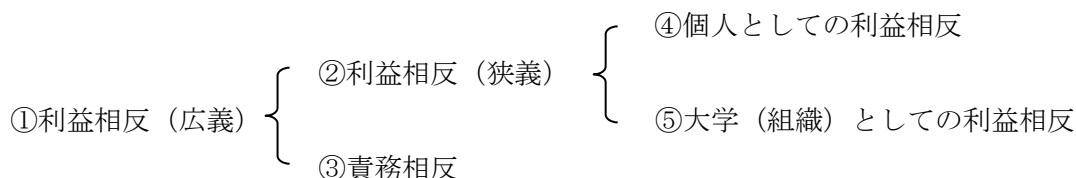
今後も、産学官連携活動等を通じた直接的な社会貢献が一層期待される場所であるが、これらの活動においては、連携先の企業等との関係で発生する利益や責務と、本学における教育研究上の責務が衝突、相反する状況が必然的、不可避的に生じ得る。こうした状況を、広く利益相反という。

例えば、技術評価において、依頼先の外部機関等との個人的な経済的利益関係を隠していた場合に、評価そのものに疑念を抱かれる虞れが生じる。このような対外的に疑義をもたれるような状況を生じさせないために、これに繋がる利益相反行為は未然に防止すべきであり、本学の社会的信用を維持しつつ、産学官連携の健全な発展に資するためにも、利益相反を適切にマネジメントしていくことが必要である。

このため、教職員が安心して産学官連携活動等に取り組める環境づくりの一環として、本学が自主的に、利益相反に対する基本姿勢と利益相反行為の防止体制を学内外に示すことを目的に、本ポリシーを策定するものである。

2. 利益相反の分類

本ポリシーにおいては、利益相反を次のように分類する。



①利益相反（広義）

「②利益相反（狭義）」と「③責務相反」で構成される概念

②利益相反（狭義）

教職員または大学が産学官連携活動等を通じて得る利益（実施料収入、兼業報酬、有価証券等）と、教育、研究という大学における責任が衝突、相反している状況。

「④個人としての利益相反」と「⑤大学（組織）としての利益相反」がある。

③責務相反

教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態

④個人としての利益相反

教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反

⑤大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

3. 利益相反に対する基本姿勢

本学は、教職員が行う産学官連携活動等の社会貢献活動から生じ得る利益相反の状況を把握し、これらの活動を支援しながら適切に対処するものとする。

具体的には、教職員からの申告により産学官連携活動等に関する情報の開示を受け、対外的に疑義をもたれるおそれがあるものについては、利益相反回避のために必要な措置を取るよう、助言、指導等を行うものとする。また、本学の利益相反への対処に基づく教職員の産学官連携活動等に対して社会から説明を求められた場合には、その求めに積極的に応じていくものとする。

4. 利益相反行為を防止するための体制

(1) 利益相反マネジメントに関する委員会

利益相反に関する事項の審議等を行うため、研究推進委員会に専門委員会を置くものとする。本委員会は、法令、本学の諸規程、本ポリシー等に基づき、利益相反行為についての審査を行うとともに、利益相反に係るマネジメントの具体的方策、その他利益相反に関する事項の審議等を行う。

(2) 利益相反アドバイザー

教職員および委員会等に専門的見地からアドバイスを行うため、必要に応じて、利益相反アドバイザーを置くものとする。利益相反アドバイザーは、学内外の利益相反に関する専門的知識を有する者に委嘱する。

(3) 情報の公表

利益相反に関する情報を個人情報の保護にも配慮しつつ必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

5. その他

本ポリシーに則った具体的な取扱い等については、関連諸規程、ガイドライン等の整備を行い、周知するものとする。

また、社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。